海幕経第２６６号（令和４年４月２０日）別冊第８
（第１次改正　海幕経第３２１号。令和５年４月２０日）

無償保管契約一般条項

海上自衛隊

無償保管契約一般条項

（総　則）

第１条　乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書に定められた物件（以下「寄託品」という。）を保管するものとする。

（保管料）

第２条　無償とする。

（乙の保管義務）

第３条　乙は、甲の承認がなければ、寄託品を使用、売却又は貸与してはならない。

２　乙は、甲の承認がなければ、第三者に寄託させることはできない。

（乙の注意義務）

第４条　乙は、善良なる管理者の注意をもって、寄託品を保管する義務を負うものとする。

（乙の通知義務）

第５条　乙は、寄託品について権利を主張する第三者が、乙に対して訴訟を起こすこと又は寄託品を差し押さえることを知ったときは、速やかに甲に通知するものとする。

２　乙は、保管中の寄託品について、異状を発見した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

（損害賠償）

第６条　乙の責に帰すべき理由により、保管中の寄託品が滅失又はき損した場合は、寄託品を原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。

２　乙は、第三者により寄託品に損害を受けた場合、当該第三者に代わって寄託品を原状に復し又はその損害を補填するものとする。

３　甲は、前各号の損害賠償等について期日を指定して請求することができる。

４　乙は、寄託品の性質又は欠陥から生じた損害を甲に請求することができる。

（立入検査）

第７条　甲は、乙が寄託品を保管中必要と認める場合は、寄託品の数量確認及び品質確認のため、保管場所において検査を行うことができる。

２　乙は、甲の検査に協力し、かつ、立ち会うものとする。

（寄託品の返還）

第８条　甲は、保管期間満了以前であっても、寄託品の一部又は全部の返還を請求することができる。

２　乙は、前項によるほか保管期間満了以前に寄託品を返還することはできない。ただし、乙にやむを得ない事情がある場合は、甲乙協議による。

（寄託品の保管場所及び返還場所）

第９条　乙は、寄託品をその保管すべき場所において返還しなければならない。ただし、甲の承諾を受け寄託品を別の場所に置いたときは、その場所において返還することができる。

（その他）

第１０条　この契約の履行については、この契約一般条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

２　特約条項にこの契約一般条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

３　甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする

４　乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第１１条　この契約に関する訴えの管轄裁判所を、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。